

医療施設
避難確保計画

対象災害：水害（洪水・雨水出水）

【施設名： 】

年 月 作成

様式編 目次

No.	項目	様式等	ページ	市への提出
1	計画の目的	様式1	1	要
2	施設の概要	様式1	1	要
3	施設が有する災害リスク	様式1	1	要
4	防災体制	様式2	2	要
5	情報収集・伝達	様式3	3	要
6	避難誘導	様式4	4	要
7	避難に必要な設備の整備	様式5	5	要
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	5	要
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	6	要
10	自衛水防組織の業務に関する事項	様式7	7	要
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	8	不要
12	緊急連絡網	様式9	9	不要
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	9	不要
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	10	不要
-	自衛水防組織活動要領	別添	11	不要
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	12	不要
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	12	不要
-	避難先までの避難経路図	別紙1	13	要
-	施設建物内の避難経路図	別紙2	14	要

1 計画の目的

この計画は、本施設の患者の洪水・雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や患者に対して、洪水・雨水出水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

2 施設の概要

利用形態	通所	入所（入院等）

※利用形態を記載

※入所には、長期・短期が分かるように記載

建物の階数		階

※建物の階数を記載

施設の人数

	平日				休診日			
	患者		施設職員		患者		施設職員	
昼間	約		名	約	名	約		名
夜間	約		名	約	名	約		名

※患者数は最大の患者数を記載（およその患者数でもよい）

※昼間は通所（通院）部門と入所（入院）部門の合計人数を記載

※昼間は入所（入院）部門の人数を記載

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水・雨水出水、高潮）

市ハザードマップにおける浸水想定区域（洪水・雨水出水）	☐ 該当	☐ 該当なし
洪水浸水想定区域（洪水）	☐ 該当	☐ 該当なし
家屋倒壊等氾濫想定区域の該当	☐ 該当	☐ 該当なし
高潮浸水想定区域（高潮）	☐ 該当	☐ 該当なし

市ハザードマップにおける最大浸水深（洪水・雨水出水）	
----------------------------	--

※市ハザードマップにおける浸水想定区域は、浸水深0.5m以上を対象とします。

● 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※患者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者			責任者			責任者			責任者		
	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階												
	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断			・防災気象情報等の収集 ・施設職員への情報伝達			・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)			・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)		
警戒レベル 2 ↓ 注意体制												
	・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・(避難開始判断)			・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 ・移動用車両の手配		
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制												
	・状況把握、指揮 ・避難開始判断			・防災気象情報、避難情報等の収集 ・患者家族等への連絡 ・市への連絡			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等を運搬		
警戒レベル 4 ↓ 非常体制												
	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断)			・市への連絡 ・施設職員への情報伝達			・避難完了の確認 ・避難先での患者支援 ・(緊急安全確保の誘導)			・避難先での持ち出し品等の管理		

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・警戒級の可能性(大雨警報又は暴風警報)「中」又は「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・レベル2大雨注意報、氾濫注意報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・レベル3大雨警報、氾濫警報が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・レベル4大雨警報、氾濫危険警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

※開業時間と患者の通所(通院)にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報（気象庁）】 早期注意情報（警報級の可能性）	・ テレビ、ラジオ、気象庁HP ・ 防災アプリ、豊明市公式LINE等SNS
	【避難情報（市）】 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難 ・ 警戒レベル4 避難指示 ・ 警戒レベル5 緊急安全確保	・ テレビ、ラジオ ・ 豊明市のHP ・ 豊明市公式LINE等SNS ・ 緊急速報メール 等
	【避難所の開設状況（市）】 指定一般避難所や福祉避難所の開設状況	・ テレビ、ラジオ ・ 豊明市のHP、豊明市公式LINE等SNS
	道路の通行止め情報	・ 日本道路交通情報センターのHP 等
洪水	・ レベル2氾濫注意報、レベル3氾濫警報、レベル4氾濫危険警報、レベル5氾濫特別警報 ・ レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報 ・ 大雨キキクル（洪水キキクル）	・ テレビ、ラジオ、気象庁HP ・ 愛知県川の防災情報 ・ 豊明市のHP、豊明市公式LINE等SNS
雨水出水	・ レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報 ・ 大雨キキクル（浸水キキクル）	・ テレビ、ラジオ、気象庁HP ・ 豊明市のHP、豊明市公式LINE等SNS

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル1	早期注意情報	気象庁HP等	大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。災害への心構えを高める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇日は大雨が予想されるため、施設を休業します。	情報連絡班	利用者家族等
警戒レベル2	レベル2大雨注意報	気象庁HP等	レベル2大雨注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員
	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	レベル2大雨注意報が発表されました。施設に参集してください。	情報連絡班	施設職員
	レベル2氾濫注意報	愛知県川の防災情報	境川にレベル2氾濫注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員
警戒レベル3	レベル3大雨警報	気象庁HP等	レベル3大雨警報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル3氾濫警報	気象庁HP等	レベル3氾濫警報が発表されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	市HP等	避難先の〇は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
	高齢者等避難	テレビ、LINE等	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	〇では〇時〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市防災防犯対策課
警戒レベル4	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇では〇時〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市防災防犯対策課
	レベル4大雨危険警報	気象庁HP等	レベル4大雨危険警報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル4氾濫危険警報	気象庁HP等	レベル4氾濫危険警報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難指示	テレビ、LINE等	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

6 避難誘導

(1)避難先、移動距離及び避難方法

洪水 雨水出水	避難先名称	移動距離		避難方法					避難に要す る時間	避難開始基準	
				徒歩	車両			その他			
系列施設や他の 同種施設			m	☐	☐	☐	台			警戒レベル3高齢者等 避難	
避難所			m	☐	☐	☐	台			警戒レベル3高齢者等 避難	
近隣の安全な 場所			m	☐	☐	☐	台			警戒レベル3高齢者等 避難	
屋内安全確保			m								警戒レベル3高齢者等 避難

以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する。

※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に存していないこと。

※浸水しない居室があること。

※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。

• 緊急安全確保

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、過酷な事象に遭遇した場合は「避難場所を指定する」に緊急的に移動する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】、【施設建物内の避難経路図】のとおりとする。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

7 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。
これらの設備については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置場所・保管場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープ		
	車椅子		
	その他（ ）		
	（ ）		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置		
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機		
	その他（ ）		
	（ ）		

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等

分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所・保管場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ		
	インターネットに接続したパソコンやタブレット		
	電話やFAX		
	携帯電話やスマートフォン		
	電池や非常用電源		
避難誘導	名簿（施設利用者）		
	案内旗		
	ビブス		
	懐中電灯		
	ハンドマイク		
	雨具		
	ライフジャケットやヘルメット		
	避難ルートを示したマップ		
	救急用品		
	移動用の車両		
避難先	水や食糧		
	衛生用品や衣料品		
	電池や携帯充電器		
その他			

既存の消防計画等がある場合は、それに追加しても良い。

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立		実施予定時期
避難確保計画の周知		
施設職員、避難支援協力者への防災教育		①
患者、患者家族への防災教育		
通所部門（通院等）		
情報収集、情報伝達訓練		②
立退き避難訓練		②
入所部門（入院等）		
情報収集、情報伝達訓練		②
屋内安全確保		②
避難訓練結果の振り返り		
市への避難訓練結果の報告		
避難確保計画の見直し		

10 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ①毎年 [] に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 [] に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
- 自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市長へ報告する。
- 「自衛水防組織活動要領」⇒別添

11 利用者緊急連絡先一覧表

提出不要

様式8

既存の名簿等で代用可能です。

12 緊急連絡網

提出不要

様式9

既存の名簿等で代用可能です。

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

様式10

既存の名簿等で代用可能です。

14 対応別避難誘導一覧表

提出不要

様式11

既存の名簿等で代用可能です。

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

統括管理者（ ）（代行者 ）

	担当者	役割
総括・情報班	班長（ ）	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
	班員（ ）名 ・ ・	
避難誘導班	担当者	役割
	班長（ ）	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認
	班員（ ）名 ・ ・	

任務	装備品
総括・情報班 避難誘導班	名簿（施設職員、患者等） 様式5（避難確保資器材一覧）に掲げるもの

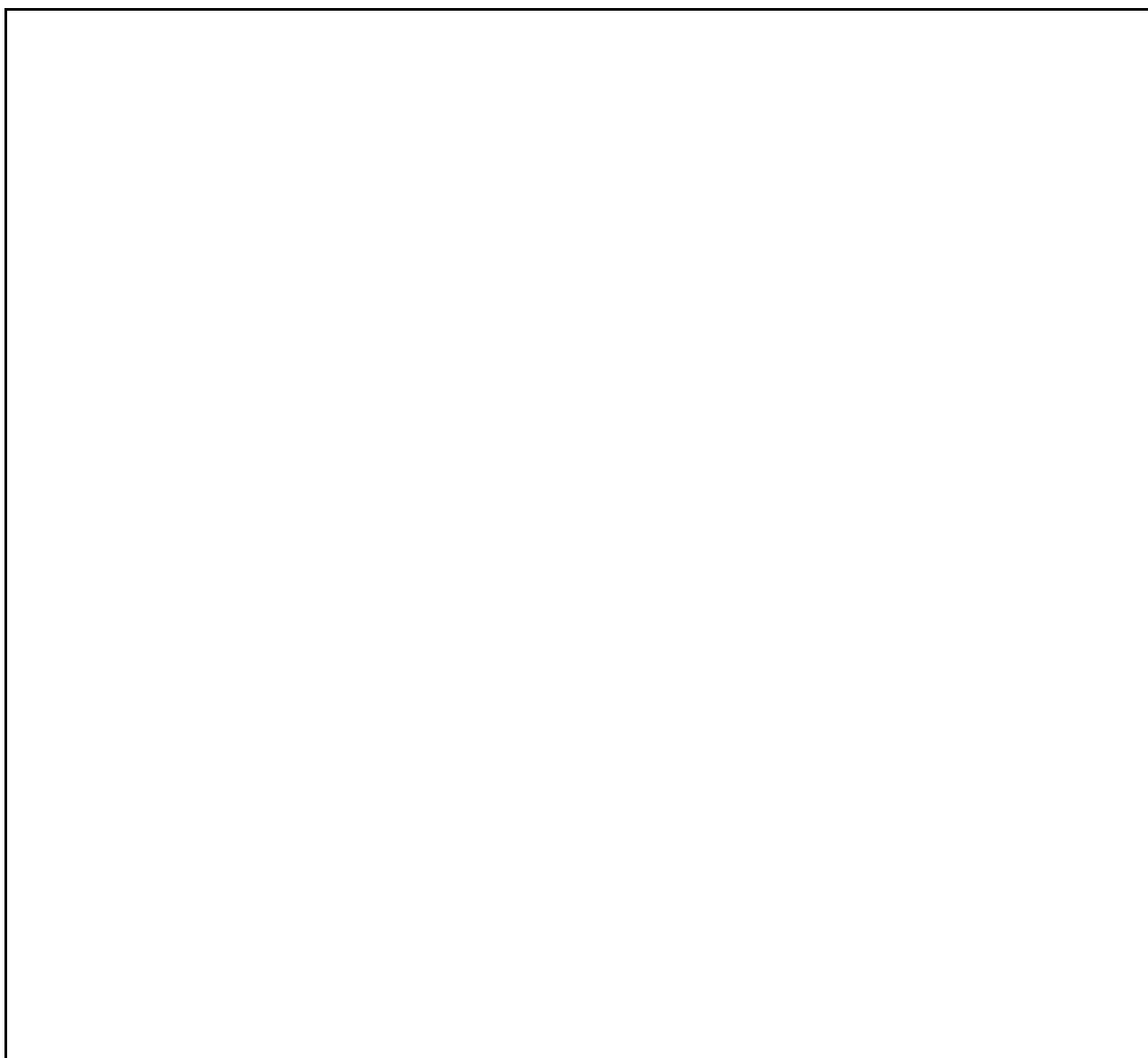
【避難先までの避難経路図】

	立退き避難					
	避難先1	避難に要する時間	避難先2	避難に要する時間	避難先3	避難に要する時間
洪水・雨水出水	0		0		0	

※施設の位置、避難先の位置、避難方法（徒歩、自動車等）、避難に要する時間等を記載してください。
 避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設建物内の避難経路図】

	屋内安全確保	避難に要する時間
洪水・雨水出水	0	



※施設建物内の避難経路図を記載してください。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。